

訪問看護ステーションみけ重要事項説明書

<令和7年4月1日現在>

1. 事業者概要

事業者名	株式会社 ふれすか
代表者役職・氏名	代表取締役 椎名美恵子
事業所名	訪問看護ステーション みけ
所在地	墨田区向島2-10-5 第5安井ビル1階
サービス種類	訪問看護・介護予防訪問看護 (1360790511号) 居宅介護支援 (1370705764)
サービスを提供する地域	墨田区 (みどり、うめわか、ぶんか圏域を除く)

2. 運営方針

①	24時間対応体制を整え、利用者等の生活の質の確保、健康管理、日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努める。
②	事業の運営にあたり、関係市区町村ならびにその保健所、また、近隣の他の保健・医療・福祉サービスを提供する者と密接に連携し、総合的なサービスの提供に努める。

3. 事業の運営

①	事業の運営にあたり、主治医の訪問看護指示書に基づく適切な訪問看護を行う。
②	事業の運営にあたり、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する情報を正当な理由なく第三者に漏らさない。この守秘義務は契約終了後も同様とする。ただし、法令上、介護関係事業者（介護サービス従事者を含む）が行なうべき義務として明記されているもの、および、行政機関等の報告徴収・立ち入り検査等に応じることが間接的に義務付けられているものに関しては、必要に応じて情報を開示・提供する。また、利用者の求めに応じサービスの提供記録を開示する。
③	事業の運営にあたり、安全管理体制の整備をし、利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係わる居宅介護支援事業者に連絡を行うとともに必要な措置を講じ、事故の状況および事故に際してとった処置を記録する。また、賠償すべき事故については、損害賠償を速やかに行なう。
④	悪意の有無に関わらず、職員がハラスメントを受けた場合には契約を解除できる。

4. 事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	看護師	1名		1名
訪問看護師	看護師	7名	4名	11名
理学療法士	理学療法士		1名	1名
事務職員		2名		2名

5. 営業時間

月～金	午前9時～午後5時
土・日・祝祭日	休業（但し、主治医からの指示により訪問が必要な利用者の場合は除く）
年末年始	12月30日～1月3日までは休業 （但し、主治医からの指示により訪問が必要な利用者の場合は除く）
その他	常時24時間利用者やその家族からの電話等による連絡、対応可 （但し、介護保険利用者は緊急時訪問看護加算をつけた場合）

6. 苦情について

当事業者ご利用相談・苦情担当	当事業者の訪問看護に関するご相談・苦情を下記窓口にて承ります。 TEL. 03-3626-2317（受付時間 平日9:00～17:00） 総括管理者 椎名 美恵子
その他	当事業者以外に、墨田区の相談・苦情窓口で苦情を伝えることができます。 TEL. 03-5608-6544 担当 墨田区介護保険課